

政令第 号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日は、令和三年二月一日とする。

## 理由

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。